

田村市出産・子育て応援給付金支給事業について

【出産応援給付金について】

○ 支給対象者

- ・令和5年2月1日以降に、田村市に妊娠届を提出した妊婦（産科医療機関を受診し、妊娠の事実を確認した者又は妊娠が明らかである者。）
- ・令和5年2月1日以降に他市町村に妊娠届を提出したが、当該給付を受けていない妊婦
- ・令和4年4月1日から令和5年1月31日までに出生した児の母
- ・令和4年4月1日から令和5年1月31日までに妊娠届を提出した妊婦
※死産・流産の場合も、対象となります。

○ 支給要件

- ・令和5年2月1日以降に、妊娠届を提出した妊婦の方は、妊婦面談が必須です。代理人が妊娠届を提出した場合は、後日、妊婦面談を調整します。
- ・他市町村に妊婦届を提出後に田村市に転入した妊婦の方が、本市での受給を希望する場合は、妊婦面談が必須です。妊婦健診助成券の交換時に、妊婦面談を行います。
- ・令和5年2月1日以降に妊娠届を提出したすべての妊婦の方は、妊娠34週以降に状況確認のため連絡させていただきます。
- ・令和4年4月1日から令和5年1月31日までに出生した児を養育する場合は、案内に同封している出産後の方用のアンケートの提出が必須です。
- ・令和4年4月1日から令和5年1月31日までに妊娠届を提出した場合は、案内に同封しているアンケートの提出が必須です。

○ 支給額

- ・妊婦ひとりにつき5万円（多胎妊娠でも同額です）

○ 申請方法

- ・令和5年2月1日以降に妊娠届を提出する場合は、その際に申請することができます。
- ・令和5年1月31日までに妊娠届を提出した場合は、該当する方への通知に同封しました申請書と申請手続きに必要なものを期限までに提出してください。

○ 申請手続きに必要なもの

- ・申請者（妊婦）の身分証明書（運転免許証・マイナンバーカードなど）
- ・申請者（妊婦）の振込口座がわかる書類
- ・田村市出産・子育て応援給付金支給申請書
- ・妊娠中の方用のアンケート又は出産後の方用のアンケート

○ 提出期限

- ・令和4年4月1日から令和5年1月31日までに妊娠届を提出した方又は出産された方は、**令和5年3月7日（火）まで**
- ・令和5年2月1日以降に妊娠届を提出した方は、妊娠期間中

【子育て応援給付金について】

○ 支給対象者

- ・令和5年2月1日以降に出生し、田村市に住所を有する児の養育者（他市町村で当該給付を受けていない方）

※出生した児が死亡した場合も、対象となります。

○ 支給要件

- ・令和5年2月1日以降の出生児の場合は、保健師等と母との面談が必須です。面談はこんにちは赤ちゃん訪問時に行います。
- ・他市町村に出生届を提出後に田村市に転入し、本市での受給を希望する場合は、本市の保健師等との面談が必須です。こんにちは赤ちゃん訪問等での面談を調整します。

○ 支給額

- ・出生児ひとりにつき5万円

○ 申請方法

- ・令和5年2月1日以降の出生児については、こんにちは赤ちゃん訪問時に申請書と出産後の方へのアンケートをお渡ししますので、その後申請手続きに必要なものと一緒に提出してください。
- ・養育者である父が母と一緒に面談を受けた場合は、父が申請することができます。

○ 申請手続きに必要なもの

- ・申請者の身分証明書（運転免許証・マイナンバーカードなど）
- ・申請者の振込口座がわかる書類
- ・田村市出産・子育て応援給付金支給申請書
- ・出生後の方用のアンケート

○ 提出期限

- ・令和5年2月1日以降の出生児の養育者は、こんにちは赤ちゃん訪問の期間中（出生後4か月頃まで）

田村市こども未来課子育て応援係 電 話：0247-82-1000 FAX：0247-82-4555
